

己巳  
中外新聞

自一  
至十



全四

服部文庫  
117  
92  
1





官 准

明治二年己巳

中外新聞

自第 十一 至 第 十一

號 號



表





17  
92  
1

中外新聞第一號

明治二年己巳三月七日東京出版



二月下旬は觸書の寫

世上新聞紙出版は許しに相成は間市中の人民に至るまで  
遍く知覺いとし存寄有之者を學校へ願出は松可致し事

二月

右の通知布告相成はよ付則ち願書差出しは處早速  
官許に相成は間今月より追々出版いとしは事

右に付開成學校よて甲渡しに相成は規則書左の如し

◎新聞紙印行條例

第一號



- 一各箇の新聞紙を刊し各箇の表題ある可し
- 一表題を以て開板免許の上を毎號檢印を受くるを要せず  
只出板即日二部を 官に納む可し
- 一各號毎に出版の處年月日編輯人若くは出版者の姓名及び各號の號数を載す可し
- 一凡記載する事件に付て吟味すべき事ある時編輯人其  
辨解をなす可し若し辨解無きものと罰金を出さしむ
- 一一切天變地異物價商法政法  
政法を妄に批評を加ふるを許さず

軍事

- 其説錯誤して改めざる者と責有り
- 火災嫁娶生死學藝遊宴衣服飲食諸種の 官報洋書の譯  
文海外の雜話およそ事の世に害無き者と皆記載す可し
- 一贈答の書牘或は各人作る所の文若くは雜説等其姓名を  
注し可し
- 一歌詩の内作者詳ふらざる者と此例に非ず
- 一新聞紙中人の罪を誣告する事嚴禁あり
- 一妄りし教法を説く事を許さず

此度



官許を得て此中外新聞を刊行するに付て四方の君子は告  
ぐおよそ海内海外の商報前條の規則に障る事無き者を希  
くも之を寄贈し上へ又新著書籍の目錄或も其他引札の如  
きも求めし應じて補刻すべけれど彫刻の費銀を添へて草  
稿を寄せ玉ふべし若し新報異聞の記載すべき者稀なる時  
を洋書中より就て學藝技巧すべく士民の益とふる可き事件  
を譯出して紙數を満しむべし出處慥らざる書翰或も  
無名の建白書等を條例に従て敢て之を載せず

己巳三月

編輯社長 柳河 春三  
製本書肆 上州屋惣七 謹識

今上皇帝陛下當三月七日西京 御發輦伊勢

宗廟 御參拜の上東京より 御再幸あらせらるべき旨被

仰出たり然れども東京の繁昌日を期して待つ可し下民の喜

び何事より是よりらんや

去月

女御召入 内立

皇后の 御大禮濟ませられし由は布告あり

○英國ロンドン新聞の抄譯

唐國政府よて去年亞墨利加人ボルリンハム并よチカンソ  
ンチヤクと名くる唐人二名を特派全權公使として亞墨利



加并は歐羅巴諸國へ送れり此ボルリンハムを英國人ふれども大統領を敢て是等の事と關係せず大國使節の禮を以て丁寧と接遇しとり扱それより英吉利の趣き井ンドソルケストルといふ地にて英國女主は謁し其後佛蘭西の趣きしは佛國ナポレオン帝も之を空ルセイルといふ地の別殿に招待しとりと云ふ是より再び英の趣き國事を談判し條約の濟みたる國々を悉く巡歷する由かり唐國より西洋へ往來せし事を度ふあれども改めて使節を送りしを此度を始めとす扱其談判の内重立ちたる箇條を唐國人を素より外國の事情と通曉せずして兎角交際上は於て彼是齟齬する事少うらず是より因て先年度は外國との戦争を起し和議の日に至りて償金を出し條約を改めふとせし事既に屢これあり

清英交際始末 一冊 愛應義塾近刻 阿片亂以來兩三

度の戦ひ并に和議條約の始末を記す参考すべし然れども今一時は國風を變ぜんとするれを徒に權威を以て民を刳制するまでの事にて却て人心を激し外國人を仇視せしむるの患あり是れ實に處置し難きの第一あり希くは外國までも姑く之を寛恕し漸を以て其舊習を變せしむるの處置あるは致し度との趣を談判せしは英國よてを外



國事務執政を初め一同は尤の事ふりと承引く既に唐國在留のミニストルへ其趣を遣はしとる由あり

魯西亞帝アレキサンドル此節病氣の由報告あり

西班牙國を亂益成として女王イリベルラ去年既は國を去り佛蘭西の都に寓居せり近頃其領地ある亞墨利加州のキバ島も何と無く騒ぎ立ちとる由あり是も島の居民西班牙國の支配を離れて合衆國の一部に入らんとする故あるべし

近來合衆國の政治文教益隆盛よて近國其化を慕ひ同盟よ加らんと乞ふ者少からず然れども合衆國の政府よて

も漫よ境を廣むるを好まず民庶悉く一致して異議なきよ非れも聯邦の列よ入るを許さずと云ふ

此の如く人心騒ぎ立ち土兵も各銃を携へ所々よ集まり一が或る日圖らざる事よて合衆國人一名を打殺せり合衆國のコンシル速よ書を贈り貴國よて我が國民を保護する事能はずんむ我國よりして保護の法を設くべしと嚴しく掛合よ及びしうむキバ島の役人大よ其不行届を謝し自今以後決して右松の事無き松よ取計ふ可しとの事よて先無事相濟とり ○西班牙國亂の事も明治月刊卷三よ詳あり

⑤横濱新聞紙へマルドの譯



亞墨利加合衆國の大統領リンコルンを去る文久元年大統領  
 領とかりしは舊來奴隸を賣買するの風習を天理は背きし  
 る事あるを以て是を禁ぜり然るは國內不服の者も少くは  
 ず終は全國南北二部に分れ數年の間大戦争とかりしが此  
 軍の勢次第は盛にして漸く平定をえらんとするに及びて  
 リンコルンを怨める者芝居の役者も身をやつて慶應二年  
 三月十九日即ち西曆四月十四日不意にピストルを以て  
 リンコルンを打殺したり此事も世に遍く知る所なり  
 リンコルン没後を副統領ジョンソン之に代り去明治元年  
 の冬限滿ちて職を辭しグラント代りて大統領とある此

グラントといふ人も北部の將帥にして戦争中屢勲功を  
 あらも大に人望を得たる人なり

叔リンコルンの寡婦も日耳曼に赴きフランクフルトと云  
 ふ處に逗留せしが今も貯金も盡きて詮方無く一通の願書  
 を合衆國の政府に差送りたり其略は曰我夫リンコルンを  
 國家の爲めに力を盡し終は非命に死せり今我依頼する所  
 無く形影相弔し快くして空く日を送るの際病苦隨て加  
 ふる之を醫し謀れむ以大利國の如き暖地に移きて養生せ  
 ざれを治し難しと云ふ然れとも囊中餘財も無く誰有りて  
 我を助くる者無く枯魚復一勺の水を得難し願はく我夫の



舊勲を追賞し告る所無き嬪婦の窮厄を憐み懸恤を垂れ玉  
をば幸甚と云く此書今年正月本國に達し今の大紗領これ  
を落手し議事堂より出るところは何れも愍然と思ひ其請ふ所  
もんおりと公議竟より一決し年々五千ドル宛を贈るべきと  
定まりし由

横濱よてドルの相場大に騰貴し二分金の位急よ下落し一  
時を二分金と一分銀との相場の開き一ドルよ付て五匁許  
よも及び一匁近日漸く居り合ひドルも又少しく下直し成  
とり昨今よても一分銀よて五十二匁位二分金よて五十四  
匁四五分の通用あり

中外新聞第二號

明治二年己巳三月十二日

東京出板

會津遺臣の住所置

去年九月若松開城降伏の後會津の遺臣は扶助よ相成居い  
者人數左の如し

二千余人

鹽川といふ所よ在り

三千余人

猪苗代よ在り

右を男子よて十五歳以上六十歳以下あり

三千余人

病院入 盲病人共

右看病人の内よも婦人も有之



一萬五千餘人

老幼婦女共

都合凡二萬四千又

右此處置を今年二月下旬左の書付に渡り相成は由

保科彈正忠

先般松平肥後家來共廣大の仁慈覆育の由處置を以て夫々  
は預り相成は扶助方までも有之いと雖も親子夫妻各所  
よ離散し歡喜を同くし疾苦相扶くる事能はず且生業は基  
きいも終は無由是以て律典の然らむる所はもいへ其源  
くは不便ふを思召猶又格別の趣意を以て今般蝦夷  
地開拓し付其生産は依り各一家は安し永く 德澤は浴し

い松を 何付に聞此昔彼者共へり達し其内より強壯より  
て其業は可堪者相撰みい松し付し事

二月

軍務官

横濱新聞紙の譯

近來希臘國にて兵備を嚴し土耳其國と戰爭をふさんと  
の用意盛かり

按は希臘を昔時有名の大國かりしが其後滅亡して羅馬  
の版圖に入り羅馬衰へて後を土耳其の領地とあり久し  
く藩屬たりしが文政の末に至り希臘人土耳其は叛き連  
戦の後終は獨立國とあり今の王を噠馬國の王子より



て文久三年即位す詳ある事を萬國新話卷三。出つ  
 然るに希臘を全國の人口百三十萬に過ぎず兵卒の數平日  
 を一萬に滿さずととへ新に兵を募るとも土耳其の大軍と  
 雌雄を争ふべきにあらま其斷然として兵端を開くとす  
 るも蓋し暗に魯西亞の援を恃むるべし然れども此頃の  
 風聞よても土耳其帝を決して戦を好まず太平な事を冀ひ  
 敢て兵を出すの用意も無しと云ふ  
 横濱港に於て去一千八百六十八年四ヶ年五市の物貨を積  
 り見るに輸出の高を大凡二千四百萬トルの輸入のも高一千  
 六百萬トルに過ぎず

○新聞紙出版願書の案

一 表題

右新聞紙出版免許奉願は且は條例之依を堅く相守可し  
 若刊行之上は尋等之依を私共兩人引受可し存存以上

片書

編輯人或は編輯社長 姓名印

支月日

住居町名家主

片書

藏板人 姓名印

住居町名家主



右の通二通相認調印の上開成學校へ時參可致事

其後右願書へ免許の附札有之はと第一號に載する如き  
條例に從ひ出板の度毎に二部ツ、右學校へ納本可致事

○此度は取調に相成は處東京に在る素讀指南并に手  
習師匠の人数左の通有之由

素讀指南 二十三人

弟子 男二百五十八人 女五人

男手習師匠 三百四十七人

女手習師匠 八十一人

弟子 男一萬〇二百三人

女一萬〇二百七十八人

己三月

○外國人箱館より横濱に贈りし書狀の譯

三月六日出板新聞紙へラレドに出つ

一千八百六十九年第四月六日我二月廿五日於箱館認

此度佛國の軍艦デプレイ當港を出帆し月一封書を託す請

ふ心事を諒察せよ吾等日々日本皇家の軍勢將に來らん

とするの報告を聞くは依て皆居留地を立退く可き支度を

多し就中佛のコンセルも既に家財をアルギス船に運輸せ

り然れとも風聞まちよいて一定せざるより出帆の



期限も未確定せず今朝軍船十五艘此港を出去なり是より由  
て尋常少く安堵の思ひをなす

去る余曜日即ち日本二月廿一日馬上にて來れる外國人有  
りて蒸氣船三艘來りし事を報知し且可成丈速に逃れ去る  
可しと云へり此三艘の船大洋を通行せし事を確實なれ共  
極遠距離の處に見えし故に軍艦にてありしや否を決し難  
し扱又數日前此地の長官より廻狀を出せり其文は外國人  
を都て若の近邊に立寄る事勿れ此廻狀順達の後尚其邊へ  
近寄る者を脱走兵の銃の的とふるに均しと云へ  
り蓋し脱走兵を其近傍に來る者を都て問者の如く心得て

直に銃殺するが故なり

守兵の數も増減を平均するに此節稍増しとる方なり但し  
數月を支ふる程の糧米に乏しき由なり佛國の吏人も只管  
此危難を避けん事を願ふ若し此海岸上に淹留せむ恐くも  
生命も所持の物品も共に保ち難うるべし英國蒸氣船一艘  
在留の英人を所置する爲めに近日到着すべき由あり  
嘗て脱走兵は奪われし蒸氣船アミロト此港に來れり  
今便を爰に筆を闕く希むと後便に信報の寄贈あらん事を

○新聞紙タイムスの譯

去二月廿八日午後江戸海にて蒸氣船一雙破裂なり其船も



近頃日本政府ハ賣れとるキヲニーと名くる船あり  
日本支那に在る英國兵隊の總督マシールゼ子ラールブラ  
ンクル病死し第十番レジメントのコロチルノルマン之  
代りて兵隊を指揮す

今年正月十九日印度のボンバイに大火有り

英國よても今年兵額を減ずる事一萬一千二百名大半歩兵  
あり

佛國よりルキセムブルグへ通ずる火輪車の鐵道破損せし  
に依て佛の都パリよて其修復の評議あり

比利時國の太子リオポルド久しく病氣かりしに近頃平復  
せり

○新出書目

和蘭政典一冊 神田孝平譯

英國議事院談二冊 福澤諭吉譯

西洋旅案内外編一冊 吉田賢甫著

英吉利步兵練法七編一冊 一千八百六十七年式

七村又八譯 柳河春三校刻

新塾月誌 毎月出版 北門社藏板

痘瘡金針一冊 杉田玄端譯 近日出來

蠶種説附通商雜誌合一冊 同前



開港以來養蠶の事益盛よりて横濱を初め其外開市場より  
於て蠶種紙と生糸とを輸出品の最第一とし是より因て若  
干の國益有りと雖も價の高下皆外國人の意より出され此方  
の商人利權を取る事能はず動もすれを産を破り業を喪  
ふ者少くらす是れ商人本外交より熟せず彼方へ持度り商  
賣をふす時と莫大の國益とある事を知らざるより由る故  
より此書初めと西洋養蠶の説を譯出し附録として海路の往  
來を始め渡海商賣の心得を詳し記して洩す事無く以て  
商家の智見を開き永久の利益を興さんとす四方の看官  
出るを俟ちて購求し玉ふべし

中外新聞第三號

明治二年己巳三月十六日

東京出版

勅書の寫

朕將より東臨し公卿群牧を會合し博く教議を諮詢し國家治  
安の大基を建んとす抑制度律令を政治の本億兆の頼る所  
以て輕くし定む可らず今や公議所法則略既に定ると奏  
す宜く速に開局し局中禮法を貴び協和を旨とし心を公平  
より存し議を精確し期し専ら  
皇祖の遺典より基き人情時勢の宜し適し先後緩急の分を審  
より順次より細議し以て開せよ 朕親しく之を裁決せん



○己三月七日公議所ニ於て 御下問  
自諸侯至上士所置規則案

○第一

諸侯其持高の地を分割し末家と稱し

公然宗家の禄高を減し末家へ分割し別段判物を受る者  
歴然諸侯或も元加下等一家格を立る者も一没籍の罪ある  
時を其秩禄 朝廷へ召揚の事

○第二

右等の者御一新後徳川家へ隸する向も亦其知行所  
朝廷へ召揚の事

○第三

諸藩藏米等差遣と一諸侯元旗下等建置は向と  
分割禄高の名有りと雖も實は宗家石高の中故國役重複  
相勤むる者

も一没籍の罪ありと雖も其秩禄を固より宗家石高の中故  
其分は差置只減籍とる可き事

○第四

但右等の向と雖も一家格を立る上は國役を務め方んと有  
へららば因て其秩高の名畧し應しは定額の通軍資金軍役  
等差出させし事



○第五

尤其本末都合よて事多くとて減籍いごと一度向も願の上差許は相成ひ事

右御下問之而規則案可否如何決議之趣可申上候事

己巳三月七日

議長

○六年以來輸出の生糸及び茶多少比例表

此パンガセトと名くる新聞紙より抄出す

文久二壬戌第七月一日より文久三癸亥第六月三十日まで一ヶ年の間の第七月一日を毎半年夏生の前日或は二日前より  
糸 二萬五千八百八十六苞

茶 六百廿二萬三千六百五十八斤

癸亥第七月より一ヶ年の間

糸 一萬五千九百三十一苞

茶 四百六十八萬三千〇四十四斤

元治元甲子第七月より一ヶ年の間

糸 一萬六千五百廿七苞

茶 五百廿三萬九千四百一十斤

慶應元乙丑第七月より一ヶ年の間

糸 一萬一千五百八十六苞

茶 七百五十二萬四千五百六十一斤



慶應二丙寅第七月より一ヶ年の間

絲 一萬三千五百五十四苞

茶 七百三十八萬九千六百六十四斤

慶應三丁卯第七月より一ヶ年の間

絲 一萬二千三百〇六苞

茶 九百〇一萬一千九百六十八斤

右の内よて絲を英吉利へ持行く事最多く佛蘭西これよ次ぎ米利堅及ひ他邦へ出る分を甚少し茶を米利堅へ出る事最多く英吉利を次とす唐國へ行く分も少く有之案よ米利堅人左程茶を好みて多く自國よて用るよを

あらざ矢張本國より英吉利へ送り其中間よて利を得るあり。

去明治元戊辰第七月より今己巳二月下旬まで輸出の高左の如し

絲 英國へ 七千三百〇一苞

佛國へ 五千七百一八苞

米利堅へ 七百八十一苞

他の諸國へ 四十一苞

通計 一萬三千八百四十一苞

茶 米利堅へ 九百八十三萬七千八百五十六斤



英國の 二十五萬二千九百九十二斤

唐國の 千八百斤

合計 一千〇〇九萬二千六百四十八斤

○町觸の寫

一 今般東京市中取締筋は改正は付是までの名主一同に

廢い事

一 此改正は付ても一般區別を立町々組合を相定め町用爲  
取扱は等し付組合の依を追てれ

仰渡は聞其昔相心得は右相觸べきもの也

己三月

○唐國の鐵道を造らんとする事 横濱新聞より出

支那に留寓せる西洋の築造家某等火輪車の鐵道を造り大  
よ人よ勝れざる業を創立せんと思ひ付たり是より用ふる火  
輪機關車及び二里の間の鐵道を要用ふる品物を買入るゝ  
よも二萬ポンドを費すべし〇二里を我北九町半余よりて  
一ポンドを大約四ドル八十セントあり故に此節の相場  
よて二萬ポンドを我八萬兩余よある

此鐵道を置て可き場所を天津の邊よて外國人よ與へられ  
とる地あり世に此處よて石炭及び日用の雜費を排ふ  
程の金を得るよ足るべけれとも逆も利益を得るよに至る



まどと思はる此日論見を全く利を謀る爲を非すして支那政府をして鐵道の何物たるを知らしめんが爲るべし吾等思へらく此造家も北京を距る事八十里の地を在る石炭坑を買ふを上策とす其石炭上好しして價甚賤し然れども天津よても馱馬の背よて之を運送する故に運輸の費用多く掛りて英國より送りたる石炭と其價大なる差無かるべし但し始めも此鐵道に火輪車を用ふる事無く馱を用ひて車を牽りしむるを佳とす是れ支那政府の嫌疑を避くるの良策かるべし然らずんば火輪車の奇を忌嫌するより終に鐵道をも廢するに至るの患あらん只彼石炭坑も若

し彼社中の手よ入らも莫大の利を得ん事必し是れ其實の上好ふると北京よて費す石炭の夥しき故あり

上海新聞の抄録

外國信報より法蘭西國よりの消息あり蒲氏志氏孫氏三使臣法國の京城に在り法國よて頗る愛重し時々博物院中へ誘引して看玩せしめ或も大花園中よて遊玩せしむ園内各國奇花異草を植ふる事あげて數ふべからず又奇禽異獸水中魚族の類を集めざる處よ行きて見物せしむ凡そ兇惡の猛獸も悉く欄内に關して外より觀るに設置せり欄中の極めて頑狡ふる猿一匹有りこれを外國種よて未だ嘗て唐國人



を見ざるよや使節は隨ひ一人の唐人何心なく欄内をの  
てきし猿を頭の髪を組糸の如くふしとるを珍くや思ひ  
けん爪を髪に引掛けて欄中へ引入れけるよ此男肝を潰し  
呼べども叫べども離さざとそ大勢寄り集りて兎首すれど  
も如何ともすべき松多く困ト果さるよ稍暫くありて野畜  
を収扱ひ馴さる外國人一人來りて彼猿を叱りけれを始め  
て手を離しとり是れ此異よ畜異よ人も亦異なる故よ此の  
如き誤有りしかり能く考ふれも唐國の犬々西洋人を見て  
吠ゆると同ト理かりとて終よ笑柄と成よけり

○昨曉下谷三味線堀よ出火有り

中外新聞第四號

明治二年己巳三月廿二日

東京出板

三月十三日布告

大政更始以來舊弊一洗言路洞開上下貫徹少くも壅蔽無之  
天下有志の者丹誠を竭し國家の爲よ忌憚無く建言致し  
いよ付追よ採採用相成いへ共猶實効の不立廉く有之畢竟  
いよ旨趣貫徹不改有志の者撰擧よ相洩い哉と深くい煩念  
い爲在いよ付此度東京城よ於て待詔局被爲開い間有志の  
者草莽昇賤よ至るまでい爲筋の俊早く建言可致篤と議論



相遂其所長を以て夫の任用可也 仰付は趣意は間向後  
潜伏隱遁鬱々其志を達せざる者有之いて至誠盡忠の素  
志は相悖りは間尚上下一致偏は盡力可致旨也 仰出は事

三月

行政官

○  
今月七日

主上彌京都 此發筆相成は由は布告あり

○第三號は本月七日公議所の問題を載せとり依て十二日  
の問題并は議按をも聞見は任せて此新聞紙は載せんと欲  
せしが頃日公議所日誌出版可相成筈は評決の由は付重複

を憚りて筆を闕く

去る十六日蒸氣飛脚船キイ子コスタリカグレートレピュフ  
リックの三艘同日は横濱へ來著せり友人箕作貞一郎も此船  
便よて兵庫より歸著す

小石川山門内元陸軍所此度開成學校の添地とありとり是  
を博物館并はビブリヨテーク等を追々取建つる爲ありと  
云ふ

ビブリヨテークも譯して書房とも書庫とも云ふ但し只  
書物を貯へ置くのみならず古今の書籍何よても類を以  
て聚め一々木箱或は棚よからべ置き誰よても某の本を



一見しときとら某の本に参考すべき事有りとも云ふ時  
隨意に借覽を許し一見済むる後と元の本箱へ納むるか  
り尤著述家と参考或は引證の爲に往きて觀る事も毎  
日よても苦しうらず只一片紙とりとも場所より外へを  
持出す事を許さざれば西洋ビブリョテキーの常例あり  
府縣各處に小學校を建て人才を教育すべき爲に其取建方  
取調は用 仰出さる

勤 王の勲勞を褒賞し玉もんが爲に先づ薩長兩藩へ西京  
より 勅使を遣はされたり

薩州よても兼て 朝廷へ建言せし如く封土を返上し 朝

裁を仰くの意一決せしに此度 勅使下向し付其に返留中  
に封土返上の實功を顯はさんとて國の執政を初め役名を  
改め薩州侯假ふ自ら知事とあり郡縣の體裁に依て薩隅日  
三ヶ國の領地を區分する等至急の所置有之由右に風聞か  
れとも慥かる話あり

去る十日官兵七艘の軍船に乗じて北方へ發向す

鐵造大船ストーンウールも出港の筈ありしが蒸氣機關  
損處あるより修復の爲に見合せし由横濱より來り  
し人の話あり

○新聞紙印行條例附録



- 一官板の新聞紙を開成學校の關する所はならず
- 一各府縣にて出板の新聞紙を其府縣裁判所にて檢閲すべし
- 一外國人國字を以て出板する者を各地運上所より之を監し
- 一毎事必ず裁判所に報知すべし裁判所を皆新に定めしむ
- 一條例は擬て翻譯すべからず
- 一開成學校は於て専ら東京中出板の者を監す
- 一東京出板の新聞紙若し條例に背くものあるときも開成學校より之を東京府裁判所へ告げ同所より出板願人を糾問し罪を從て科斷す

三月

開成學校

○三月十三日出板横濱新聞ヘラルドの譯

一千八百六十九年第四月十二日即ち日本三月朔日箱館より出たる外國人の書翰を抄譯す原文甚長き故に其大要を摘て前後の文を略す

當地にて老人は皆非常の用意のみ心掛け居は何時事ヲ始まらんと相分り難くいづれ近き内よを砲火を受けは鐵砲玉の的に成りは歎と安き心も無は座は此手紙貴地へ相届き頃を最早戦争相始まり可し哉と存は

ストロンヲール船近日來着すべき由にて脱走兵を大に恐



怖いとし居し松子と相見えし夫故う度く物見の船を出し  
は既に昨晚も蒸氣船二艘を出し港の近邊を乗り廻し若  
し軍船押寄せ來りしむ右の船必ず急し歸り來るべくし  
左しむ、必ず大混雜し立至り可しと存し

脱走方よてそ追く砦を造營いとしは只今戰士六千人程有  
之由承及し去あがら布告の趣も有之龜田砦の邊へも更し  
立寄不しは故目撃不致し間越ふる事も知れ不し

リムル<sup>名女</sup>の嘯よても佛蘭西人五人脱走方よ交り居て之  
を指揮し訓練を教へ語學をも教ふる由なり其兵隊三分の  
一も佛蘭西の衣服其他も日本の衣服を着用いしは都て

脱走兵を外國人を敬重いしは由

何分不日は事起り可しと存し間此次の船便よと當地を明  
け立退き可しも難計し左しむ一も當分は文通も認兼可しは  
唯今當港よ碇泊いしは船を榎本よ屬しは田陽蟠龍其外  
蒸氣船數艘有之英國の船とアルギス并しアルビヨン而已  
しは産し近し英國軍艦到着可致との風聞し付只管相待居  
しは以上

○議院開局の日よめる歌

紀昭正

言舉せぬいししへふりを今日よりを神をうりせしは代よ  
うへしつ



開議日恭呈議長公

小田村利衷

開局諮詢 聖敬崇微 何以答 天衷學該中外 規模大才聚  
短長 取捨公各道 華籬除舊套 全州文物入新功 西洋機巧唐虞  
治渾在葑菲 采摛中

○照心鏡說

宇都宮義綱述

西洋學藝の進歩日一日より新かり天星を測るる返照遠鏡  
あり折光遠鏡あり水中の物を視るる水鏡あり微細の物を  
視るる顯微鏡あり人の像を寫する寫真鏡あり醫師眼病を  
療するる開眼器あり耳病を察するる照耳器あり内臟の病  
を診するる問病筭あり又嘗て和蘭人の著せる二百年後夢

物語といふ書を開せしは後來必ず家毎にアラムニウムと  
名くる銀色の金屬を以て常用の器什とあり或も金物とを  
して鐵を代用し屋根を悉く玻璃を張り室中よこ火を假ら  
ずして寒暖を平均するの装置を設け石炭を費さずして船  
車を動かし其他種々無量の發明あるべしと云へり吾竊に  
考ふるに尚一步を進みさらば人心の喜怒哀樂善惡邪正を  
照すべき鏡を發明すまじきものよもあらず若し其鏡一と  
び世に出る事あらば民に詐偽無く獄に冤枉無く垂拱無爲  
の治に至らん事疑ひ無し其時を光明正大の宇を定め透  
明正大と謂ふべきのみ只希くをことへ今日其鏡の發明あ



りど雖も照見せられて愧る事無き程よ有りときものあり

桂氏家方金龍丸 大人小兒諸病よよ効能を能書よ詳

賣弘所 瀬戸物町 鳥屋左衛門

取次所 馬喰町四丁目 鳥屋六三郎

頼山陽先生書 謁楠公墳詩 正面一枚摺

同 泊天草洋詩 同

中外新聞第五號

明治二己巳三月廿六日 東京出版

棚倉藩の檄文

凡人を天地の間の靈物よして元貴賤尊卑のあり可き理あり故よ各其大義名分を盡すも自然の定理然るよ我皇國庶民の中よ大義名分よ目的を違ひ大よ事を誤るあり其故を封建よて世祿或も門閥等の弊あるよ因てあり然る處徳川政府大政返上以後萬機 御親裁の由隆時就而を 誓文及び 由宸翰其外陸續の 由布令等を謹而奉敬承



得を實よ公明盛大よして萬世不拔の大基礎茲よ於て可相  
立となし仰望い如斯よい得を 皇國の人上下とふく共よ國  
是を計りて 朝廷を補翼を人とする者の大義名分あり竊  
よ今日の事情を傳聞くよ薩長土其外諸藩よ於ても封土を  
を還して郡縣よ變するの論ありと或も此議決して封土人  
民共よを還を願ふの藩ありと又東京よ於ても要路よある  
諸侯の檄文を見るよ其盛大ある實よ感服の至極あり然る  
よ昨春來奥羽列藩の内大義よ反し 王師よ抗衡すと雖も  
至正至大の 仁徳を以て寬典よ處せられ猶藩屏よ加へ  
られ其 皇恩山嶽因て今後を藩々の國論一定して 此一

新の由趣旨を體認を勿論一際の奮發ありて前日の罪を  
償ひ度をも奥羽列藩の國論ある可し然れを關西有功よ冠と  
る諸藩すら封土を還の正論あるよ何ぞ奥羽諸藩よ於てを  
前日の罪あるを以て人よ先立て封土をを還し 此親裁の  
由趣旨を仰うさる可んや因て是非共封土を 天朝よを還  
して諸侯の名號を廢し藩臣一般よ朝臣と為し彼我の別を  
く共よ國是を議り 王事よ勤勞するを今日至急の大義名分  
あるべし故よ此議を決し 朝裁を仰んと微臣不肖を不顧  
我赤心を吐露す冀くを同志の諸君商議確定して此事を決  
し 此裁決を仰んことを



明治二年己二月

阿部基之助

外交方

安川文九郎

○近日横濱輸入輸出物品の景氣

三月中旬刊行オーストラリアランドメイル新聞より出

輸入品○水綿糸を最善く賣るゝ方あり但し十六番より廿

四番までの品高賣多し

金巾を少しツ、賣買あり但七斤の品あり

天鵞絨ビロカドを随分買人多し

吳呂并し縮吳呂ハ買入有り其外の織物を此節一向不  
景氣あり

金物類只釘よ造るべき竿鐵の外商ひ稀あり

綿を望入随分これあり○砂糖格別の事無し

米を景氣宜き方あり

輸出品の價○但いづれも一ピユル即ち百斤の價あり

生絲 九百五十ドルを最上の高價とし四百七十ドルを

極下品の價とす

茶 四十ドルより十六ドルまで

右此二品を上中下種々の品類ある故に一々擧ぐる事



能えず

刻こんぶ 五ドル七五より六ドル

板六んぶ 三ドル一五より三ドル二五

すゝめ 一番口十二ドル 二番口十ドル

干海老 十五ドル

椎さけ 三十二ドルより三十三ドル

烟草 一番口十四ドル 二番口十ドルより十二ドル

三番口七ドルより九ドル

五倍子 七ドル半より八ドル

木蠟 サニドル

菜種 九ドルより十ドル

同油 十一ドル

樟腦 廿二ドルより廿三ドル半

人參 一斤よ付一ドル三十セントより四ドル以上まで色々有之

西洋躰方 一冊 黒澤孫四郎譯

外國錢譜 一冊 柳河春三著 中村善兵衛校 近刻

博物新編補遺 三冊 小幡篤次郎著 近刻

○外國新報



佛蘭西國フランスに至て静謐なり近日廿五フランクは當る金銭の新鑄あり金質を英國イギリスのソー空レインは同く其一千分を純金九百十五分銅八十五分を合せたる者にして之をアンペリウルと名づく

西班牙女王を國は歸る事能はず依て佛蘭西の都は一別殿を設け女王は貸す其入用一ヶ年一萬二千ポンドを拂ふべしと云ふ

西班牙は國王無きを以て或説は葡萄牙今王ロウ井スの父なる故王ドン・ヘルギナンドを迎へて假小王位を攝せしむべしとの風聞あり亞墨利加のモバ島を全く西班牙の手

を離れしる由

希臘と土耳其との不和を一旦先づ穩よ成されども未だ此後の事知るべからず希臘王ゼオルジも諸事悉く魯西亞帝は諮詢し其指麾は従ふと見えたり又魯西亞と奧地利との二帝を交際時は親密あり

羅馬の教王ピウス即位より今年既し廿四年は成たり弥しき事あり羅馬の諺は曰く教王若し廿五年の位を保つ事あらば尼姑シントペートル寺を支配する事あらんと云へり蓋し初代の教王より今に至るまで在位の年數廿年を過る者無し故し此諺あるなり



○ 博物園の倭よ付建白書

國家の盛衰も人材の有無も關する故も人材一日も育せざる可うらず今度 王政維新の際人材を育するを以て先とすべし然るも近年の弊政庠序學校の教へ天下も治うらず或は至急を捨て、不急も走り其甚しきも至りて唯利是視是を以て人耳目有りて能く其耳目の用を備具する者稀なり今此人を驅て學ぶ趨りしむ十數年の後を俟ちて始めて其人を得べし早く其人を育せんと欲せむ實物を示すも如うず臣等頃日辱く官園に藥草を培養するの 命を蒙れり因て謹て案ずるも藥草藥木素より培養すべし特は藥草藥

木のみならず普く 皇國の草木を聚め或を盆或を壇これに官園の中は貯へ廣く天下の人を教示せむ則ち人材を育するの一端よりして西洋各國も所謂博物園に對し少くも愧無きも庶幾らんらん此舉若し 印可を賜え、廣く都下の場師も謀り日ならずして成功を告げん且此餘日も聚め月も積て金石土鹽其他水陸兩間も生する鱗介羽毛をも網羅し其性質効用を考究せむ所謂致知格物の實理よりして即ち人材を育するの基礎とも成る可き歟

○ 小臣植村千之助等頓首謹言



上方より激徒頗る多くして東京 此再幸を沮め奉るの議  
論ふどを起し甚穩からざるより 此出輦は延引成る  
べき由の報告ありしが虚實詳からざりしは此度西京の確  
報を聞けり激徒の沸騰一時實は甚しかりしが吉井幸輔兵  
隊を分配して洛中を巡見し其手にて鎮静十分は行届き今  
月七日は故障無く 此發輦は相成りしと云ふ

○  
官板 公議所日誌

己巳三月より 追々出来

中外新聞第六號

明治二年己巳三月朔日  
東京出板

横濱新聞紙タイムスは曰去る十九日の夜佛蘭西人二名何  
の怨もなきは途中よて日本人の爲に襲はれて疵を蒙りし  
り其一人も餘程重傷よて即今病院に在て療治中なり扱未  
罪人の召捕れしは嘶を聞かず左すれを捕押へ方行届らず  
して逃去りしは知らん

○三月十四日新潟より来れる北地新聞  
長岡を越後府と成されとも其舊領主の采地とありしはよ



り近て新潟を越後府に改むべきとの噂あり然れとも其布告を未とこれ無しは表貿易場を開くん為と毘沙門の出崎に運上所を建んとす三軒茶屋と云所は關門を設くべし寺町通勝樂寺に英人四五人在留す

越後地方貨幣の位一定せず紙幣を正金の二割減よて通用すべき旨を觸示せども兎角物價平ならず三月九日より昨今までの米相場并に貨幣の甲乙左の如し

正金一兩は付錢十貫四百文 錢を青錢文久錢共は山間の小村と雖も差支無く通用す

米一升價一分銀一朱銀變應中吹立の二分金よて買へる錢

五百五十文新吹二分金の上好ある者よて六百文紙幣よても七百文の割ふり錢よて買へる矢張五百五十文

新潟の西北平島村と云ふ地も信濃川の海に接する所あり此地を開鑿して河水を海に直流せしめんと計る者あり新潟の土人故障をふさん事を恐れしよや正月廿八日農民凡一萬人許其地に至り急卒よ之を掘割らんとす新潟人即ち本府に愁訴す有司數人立出て鎮定せんとすれとも能わざるを測り大聖寺の兵二小隊を假り大小砲銃を列ねて押出す農民恐れて悉く散亂す

同所の西寄居村の海邊砂丘に戊辰の役よ死亡せし官軍の



靈を祭り招魂場を設く其結構一町余四方は堤を築き桃櫻の類を植ゑる三所は鳥居を建て高大なる石燈籠若干を置く是れ前知事の新築する所なり

去月何者とも不知新發田城に在る軍務官の營中へ切入りし者十人許ありて詰合の者數人死傷す其後新發田邊は關門を設け改め甚嚴重なる由

箱館も二月上旬までを無事よて諸色廉價なり油一升一貫五百文位米四斗入一俵價ハ七匁位ありし由

箱館の一匁も錢五百文とある他國と異なり

或説は二月廿三日より戦争生まれりと云ふ信偽未詳

○郡縣議

津田真二郎

宇内國體數種あれとも概するは君民二政は過ぎず 皇國及漢土よても君政の内唯封建郡縣の二体あるの古來此二政体は就て紛々議論ありと雖も必竟所謂時勢の致す所よして元來是非得失有る事無し然れとも概して之を言へど封建も國初草昧の世は生し郡縣も稍文明嚮化の秋は成れり漢土よても三代以上數百諸侯あり堯舜禹湯文武周公の聖と雖も勢之を奈何ともする事能はず秦皇六國を滅し四海を統一し始て封建を廢して郡縣の政を行ひしは爾來二千有餘年革命十數ありと雖も一も秦制を變更する者照



是他より所謂勢よりして且國內一和する為に便ふれをふり皇國太古國に國造あり縣に縣主あり恰も封建郡縣混合しとの制に似たり中古以來漸く弊を生せしは因りて天智天皇祖宗傳來の制を廢し改て隋唐郡縣の政を折衷し施し玉へり然るは西洋諸州より所謂封建ある者無し中世所謂曆土の制有り是も之を假す者よりして之を與ふる者よあらず然れとも沿襲の久しき假て返さず之を封する者と異ふる事無し其弊や王を侯を滅さんと欲し侯を王に抗せんと欲し攻亂相尋ぐ事數百年の後王能く諸侯を滅して國內を一統しとの者を法朗西王國是より諸侯漸く強大自立

して國を建する者と日耳曼列國是より我天智の大變革を為すに當りて曾て寸兵を用ふる事無かりき豈其處置極めて宜を得ざるが故に非ずや保平以來政權武門に遷り形勢一變漸く復封建の姿に及びたり然るは目今天皇所復政に當りて更は郡縣に復すべき議論起れりと聞く今海内は二百七十諸侯あり之を變じて郡縣とするに於て勢果して行たる可き者ありや否や曰其處置宜を得れども刃は衅らずして行たる事猶天智の時の如くあるべし夫天智の國造を廢するや大抵其人を郡の大少領とせり今數百諸侯百萬陪臣を何の地に置くべきや曰封建を變じて郡縣と



するを断して 天皇の獨國權を私し玉ふべき為らあらず  
正よ 皇國をして唯一君の國とふし國一和愈滋富強開  
化を増殖し玉ふ天子諸侯より下陪臣陪と臣庶人よ至る迄  
各其所を得せしむるに在り故よ今封建を變して郡縣と爲  
んと欲するよ先 天皇の歳俸を定め 天皇の絶て其間  
よ私し玉ふざる事を天下に明示すべし而して後よ諸侯陪  
臣陪と臣の歳俸を定めて人々其所を安する事を得る事を  
知らしむべし而て天下皆郡縣とふりし上を四海唯一君よ  
して餘も陪臣も陪と臣も皆朝臣あり之を除て外よ君臣の  
名義ある事無し但從來諸侯許多の從僕を召遣ひ來りし者

頓よ之よ離れふも差支も有るべけれを朝臣の内より佐士  
として召遣ふ事も勝手次第ある事よ定めらるべし蓋し是  
を百姓町人の召遣と同ト振合ふり扱身分も諸侯も矢張貴  
族よて公家も同く大藩も位三公以上中藩も大中納言小藩  
も四位乃至三位よ至るべし以下中大夫上中下士各差等よ  
從ふべし而て歳俸も極て公平尤人情よ叶ふを要す今試よ  
其比例を立る事左の如し猶衆議輿論を盡して加減宜きよ  
從ひ務て人情よ適するを要すべし

御歳俸

一天皇

金四十萬兩



宮中并は後宮諸費宮部官員の俸金等皆此内は籠り  
りと知るべし

一 皇太子

御幼年の間金五萬兩

御加冠の後金一萬兩

一 太上天皇

金十萬兩

諸臣歳俸割

一 高百萬石以上も一萬石も付金千兩の割

一 高七十萬石以上も同 金千百兩の割

一 六十萬石以上 同 金千二百兩の割

一 五十萬石以上 同 金千三百兩の割

一 四十萬石以上 同

金千四百兩の割

一 三十萬石以上 同

金千五百兩の割

一 廿萬石以上 同

金千六百兩の割

一 十五萬石以上 同

金千七百兩の割

一 十二萬石以上 同

金千八百兩の割

一 十一萬石以上 同

金千九百兩の割

一 十萬石以上 同

金二千兩の割

一 九萬石以上 同

金二千百兩の割

一 八萬石以上 同

金二千二百兩の割

一 七萬石以上 同

金二千三百兩の割

一 六萬石以上 同

金二千四百兩の割



一五万石以上	同	金二千五百兩の割
一四万石以上	同	金二千六百兩の割
一三万石以上	同	金二千七百兩の割
一二万石以上	同	金二千八百兩の割
一一万五千石以上	同	金二千九百兩の割
一壹万石以上	同	金三千兩の割
一九千石以上 <small>千石<small>子</small>付</small>	同	金三千兩の割
一八千石以上	同	金三百十兩の割
一七千石以上	同	金三百廿五兩の割
一五千石以上	同	金三百四十兩の割
一四千石以上	同	金三百六十兩の割
一三千石以上	同	金三百八十兩の割

一二千石以上	同	金四百兩の割
一千五百石以上	同	金四百三十兩の割
一千二百石以上	同	金四百五十兩の割
一千石以上	同	金四百八十兩の割
九百石以上 <small>百石<small>二</small>付</small>	同	金五十兩の割
八百石以上	同	金五十五兩の割
七百石以上	同	金六十兩の割
六百石以上	同	金六十五兩の割
五百石以上	同	金七十兩の割
四百石以上	同	金七十五兩の割
三百石以上	同	金八十兩の割
二百五十石以上	同	金九十兩の割



一二百石以上	同	金百兩の割
一百五十石以上	同	金百十五兩の割
一百廿石以上	同	金百四十兩の割
一百石以上	同	金百六十兩の割
一五十石以上を十石に付		金二十兩の割
一五十石以下を大抵舊禄を金に直し可き下事		

右其大略あり而して表高十萬石にして内實十二萬石乃至十三萬石收納有之諸侯ハ十二萬石乃至十三萬石と一又或ハ表高三百石にして内實百五十俵あると百五十石として之を論ずべし但俵取の分と皆石取と同ト比例ニ從ふべし

中外新聞第七號

明治二年己巳四月五日

東京出版

三月廿八日 風聲恙無く東京城に入らせ玉ふ

○ 喜公議 創建

福井邁

朝野將興雅頌音 聖明猶恐鳳鸞瘖全州貢舉代民士治政集  
成天地心

東京詞十首内録三

枕山大沼厚

雙馬駕車載鉅公大都片刻往來通無由潘岳望塵拜星電突也



一瞬中

渾頭漆黑髮蒙肩下馬店門垂柳邊少女慣看先一笑傘如蝙蝠  
帳如鳶

唱出楓橋夜泊詩三絃彈裏寄相思誰圖孤客愁眠句却上佳人  
艷絕詞

○三月廿七日出版新聞紙ヘラルドの譯

アルギリスと名くる英國軍船去る昨日箱館を出帆一昨日  
當港に來着す其乗組人の吐く脱走兵も尚官軍を引受けて  
合戦すべきの用意怠らず堡砦の普請頻りふり出帆の日ま  
でも未戦争も此無いと云ふ

○南部沖よて船軍の事

三月廿五日の明方アメリカの旗を建てる蒸氣船一艘北方  
より飛ぶが如く飄來り官軍の船に近づくや否や旗をお  
ろし忽ち大砲を打出しその後又思へも此船も多分回天か  
るべし折しも官船五艘南部の宮古沖に碇泊せり例の大鐵  
船ストーンヤールも此内あり扱雙方より砲を放つこと雨  
の如く戦ひ凡半時むろり官船二艘砲丸の爲は少くづ  
損傷し鐵船の乗組も餘程の怪我人あり鐵船もさすぐま  
堅牢おれも許多の弾丸を受けても少くも破損の處無し外  
の二艘も並難ふりりくて重傷を請とる者十五人此度東京



の大病院へ送られて英國醫士の療治を受く何れも頗る薄  
手にて或は截断術を施し種々療養手を盡せり此怪我人十  
五人の内十四人を長州土州阿州等の兵よて一人を英吉利  
人なり其疵を脱走方より打掛けたる柘榴彈の破碎又もク  
ルテツよ中りたる者多し

扱雙方戦ひ酣ふる間阿州の船ありしうと覺ゆ打出せし大  
砲一發恰も脱走船の腹よ中ると見えしうと叶をトとヤ  
思ひけんもと来し方へ逃歸らんとす鐵船ストーンヨール  
を直松蒸氣機の火を増し颯せ出さんとする間よ最早五里  
程逃げのびとれども少くも猶豫せず追掛たり外の船も

跡を慕ひて追ひ行く可き有松ありしう其後の事を知らず  
と云ふ

是より前戦ひのまぎれに鐵船中へ切入たる者四人ありし  
う一人も残らず打取りたり乍去夫故味方よ怪我人も多し  
りしと云ふ

右を大病院へ來れり怪我人の話を傳聞の儘に記す尚委  
しき事を近日確報を得て再記すべし鐵船ストーンヨール  
ルを去月損處ありて修復の爲よ出張延引ししが此話よ  
拠れぬ跡より續きて南部沖まで往きしと見えたり

○英吉利女王誕生日の事



海外各國は、毎年若干の祝日有る中、國王の誕生日を最重しとす。其日を士民一同は平日の業を休み、歌舞酒宴などを催し、夜は入れを市中は燈燭を列ね、或は花火を揚げ種々の戯れを考へて興を盡す事あり。本國を離れて他國に在る者も當日を祝ひを考へず。本國は異なる事あり。

英吉利女王ヒクトリヤ今年恰も五十歳。西曆一千八百十九年第五月廿四日の誕生おれを今年も此方の四月十三日はあさる前年誕生日は國中の老人へ普く銀を賑給せし事ありて年々の例とありさる由おれを今年も其の如くあるべし。此女王も一千八百三十七年前王井ルリヤハ没後より侍を

嗣ぎ一千八百四十年サクセン國の公子アルベルトを迎へて夫と一四男五女を生み、其長女を宇漏生王の太子と嫁し、長男を國の太子と立ち、次女をヘンダルムス多ト公と嫁し、只七年前其夫の早世せられしのみ女王の不幸おれとも當代に至りて支那の戦は勝ち、益印度の境を廣め、大は東洋群島を翺ぎ、就中澳大利大島は田園を墾闢し、金鑛を發見し、國治まり兵強く實は幸福無比の君あり。右より女主の國を馭するや、勅もすれは、權嬖臣は移り亂を醸すの例少くならず。方今の西班牙の如きも亦然り。英國も女王自ら賢明よりして、且輔相其人を得さるが故は國勢更張する者し謂べし。



○  
當春横濱より來りし外國人の内タイヒスといふ病を煩ふ者ありし由の報告ありしに幸ひは日本人へ傳染するに至らずして止みぬ右タイヒス又チヒスとも云ふ惡性なる熱病にして傳深し易きものなれど萬一此病流行する事あらざれば用心して之を避くべし此病名もと陰症の傷寒或は瘟疫或は神經熱と稱する者相異して明ならず今も醫家よてタイヒス并にタイホイドといふ病門を別ちて各種治療の方を具ふ詳ふる事を専門の人よ就て問ふべし

室扶斯新論二冊 松山棟菴譯本既出

○船軍記聞の補

前より南部の海邊まで戦ひし官船五艘と記せしるある人の話を聞けし八艘ありしと云ふ回天船アメリカの旗を建て近寄り來りし時あやしくも思ひしうども帆柱を塗替へしれも回天とも心附かず全く不意を撃たれし故に味方より餘程の怪我人出來たりと云ふ

砲烟中の事なれど慥に見分け難しと雖も佛蘭西人の如き者三四人回天船中を在りしを見請けたりと云ふ

シーボルトの噺も大抵同ト此方の怪我人の内英人一人を添手故に大病院へ來れり今一人スウェーデン人是を薄手



を蒙りしと云ふ

近頃出帆せし官船の内大坂丸一艘も津輕の青森に着せし  
由

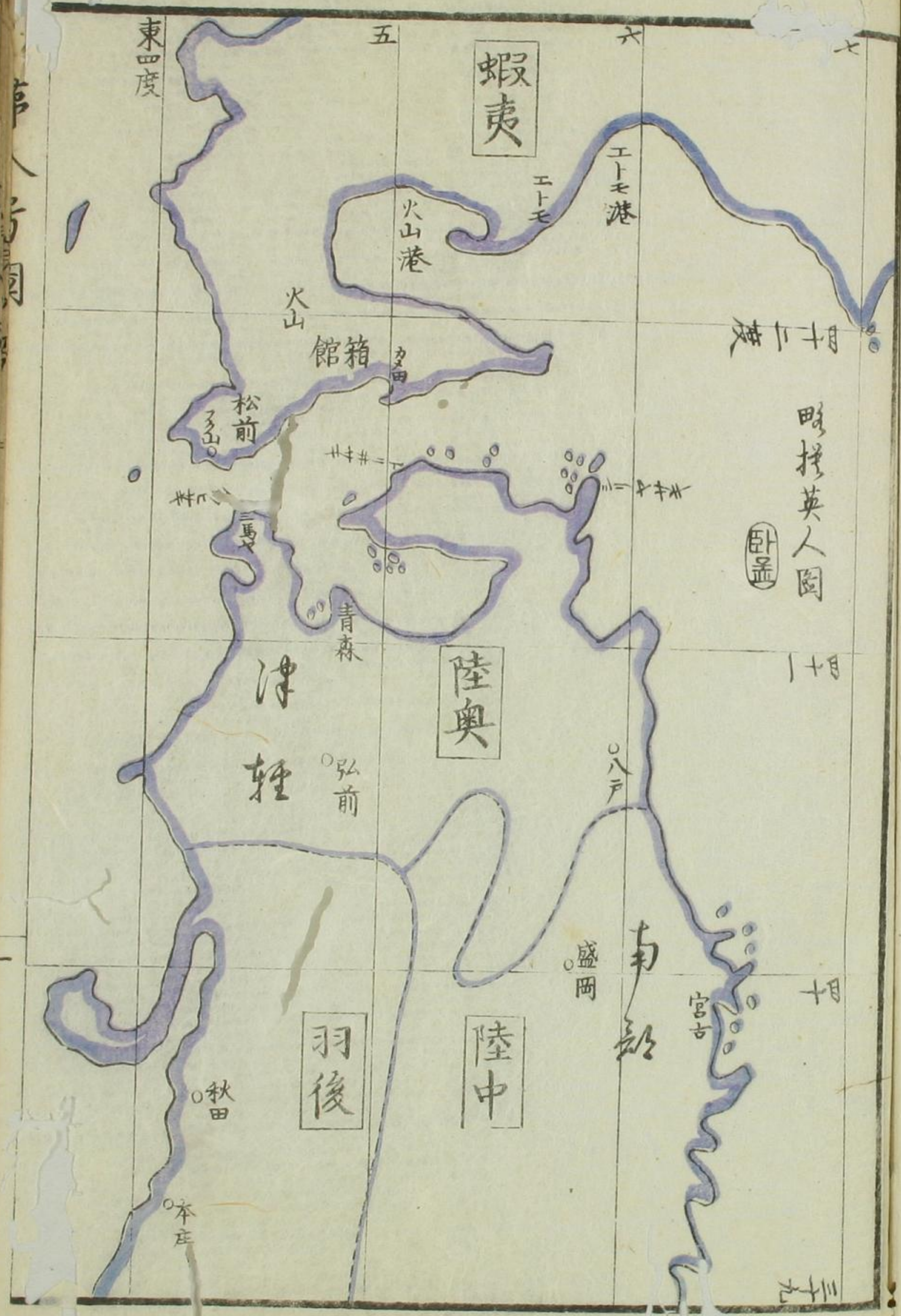
○少年を學を怠るべからざるの喻書

斯波平藏 述

人の生を稟くるや天これに賜ふは五官の機能と筋肉の力  
とを以てす機能を道を學び術を習ふが為なり力を身汗を  
勞して世の用を成すが為なり若し人怠りて五官の機能を  
使用せず筋肉の力を勞動せざれば是れ即ち天物を暴殄す  
るに同し豈其罪とあるべけんや故に人運動せざるものを

天これを罰するは病を以てし之は續ぐは死を以てし人  
官の用を等閑にして敢て學むざれば天これを罰するは無  
學又盲を以てす客曰夫れ無學文盲の者も實は天下の廢物  
なり然るは其罰却て身体を勞動せざる者よりも輕きと何  
ぞや一學士曰蓋し天これを以て造糞器の缺を補ふらん  
と嗚呼吾等の如き不學無術の輩死を以て罰せられざるを  
天幸と謂ふべし然れとも聖人既し可以人而不如鳥乎とい  
ふ語あり今も人と人を以て器とせざるべけんや嗚呼  
吾老より希くも少年子弟勉めて學術の力を竭すべし敢て  
造糞器とあることなれ





官板議案録 追々出来

蘭學事始 二冊故人杉田玄白先生著杉田廉卿刻

蘭學と題號すれども實と西洋諸學の事始として古人此學問草創の頃石折千磨一始めて外國の書を翻譯するに至りし事跡を直に書傳へられざる書にして數十年寫本のみよて存せしを此度開板せし者よて好學有志の君子必讀の書あり



去戊辰十二月奥羽を分ちて七ヶ國とするの命あり即ち  
陸奥を五子分つ

磐城十三郡

白川 棚倉 中村 三春 磐城平 守山 泉  
湯長谷 下手渡 此内よりあり

岩代十郡

若松 二本松 福島

陸前十四郡

仙臺

陸中十郡

盛岡 一ノ関

陸奥四郡

弘前 八戸 黒石 久ね 属を

出羽を二子分つ

羽前四郡

米澤 庄内 新庄 山形 上山 天童 長瀬

羽後八郡

久保田 松山 本庄 龜田 矢嶋 此内よりあり

此処餘紙ありを以て略記を尚東京出板日誌を参考せよ

中外新聞第八號

明治二年己巳四月十一日

東京出板

四月六日南部落よりの出届書

舊領宮古浦歟ヶ崎と一處へは軍艦八艘碇泊の處三月廿五  
日外國の旗章を建て賊艦乗寄せ俄に旗章を替へ砲發し及  
びいふ付即數艦は乘出朝四ツ時頃より同處續き羅賀浦沖  
合よて七時迄砲戦有之終に賊艦一艘は打抜き相成り我乗  
組の者數十人上陸逃去し右艦を焼失しこゝに右より付當藩  
へ探索を命じ内艶田と中處の役場へ船將古川節藏外九十



五人降伏の旨ヲ出捕縛の上盛岡へ引付ハ松ハ差圖有之頭  
立ハ者ハ青森へ護送相成由九八艘の内ハ軍艦七艘ハ賊船  
追懸けハぶラ青森へハ乘廻シ戊辰丸一艘ハ品川へ相戻り  
由ハ全く箱館よりハ三艘物見旁ハ乗出シ趣外二艘ハ直松  
箱館へ立歸りハ哉相分り不ハ右ハ昨日早速ハ注進有  
之ハ付軍務官へハ届リ上ハ

四月

○餘考 横濱新聞紙四月二日及四日出板の者より抄  
譯す全文ハ大抵第七號の趣ハ同く又遠近新聞第五  
號ハも出シれハ其遺漏を拾ひて參考ハ備ふ

阿州の船戊辰丸ハ初めヒリピノト名けシ船あり昨年日本  
へ買入シ成リ此度の戦ひハ最初ハ英國の旗を建て在り  
故砲發を受けざりシ甲板上ハ在りシ少年の兵卒不圖  
小銃を放ちシより賊船急ニ心附きてハや烈ク此船ハ向て  
砲を打掛けシ是ハ依て大ニ損傷を受けシ其英國旗を  
建てシ所以ハ英人エブストルトいふ者此船中ハ在りて  
運用の差圖をおせシ故あり  
賊船ハエーダル即チ回天并ニアヒト名くる船及び  
今一艘ゴンボートあり但シ他の二艘を跡より來り戦ヒず  
して去れり



回天を元來三本柱よて烟出りの筒二本有り其をいらと  
筒を一本ツ、黒塗せし故朝霧のまぎれよを二本帆柱の  
船とのみ見えたり依て此方少しく油断せし間は彼より頻  
に砲を打掛けられり尤此回天といふ船を軍船よを非れ  
ども至て堅固ある高船よて随分戦争の用よも立つべき者  
よして脱走方第一の船あり

ストローンヲール及び他の官船いづれも蒸氣を強く焚き初  
め用意整ふを見て賊船を速に歸り去らんとするを追ひ掛  
けて青森の方よ進み行きたり諺に船を逐へば必ず長追ひ  
といへる實あるりあ但ストローンヲール彼船よ追ひ附きて

其巨大の砲を放つふらど流石サスガの回天も敵に難くる可し

○雑説

大病院へ來りて怪我人の内英人メケンヂリを既よ快復し  
横濱よ出立せし由

去月下旬何人の仕業とも知れず日本橋外所へ行政官と  
記したる偽の布告書を張出したる者あり早速取捨よ成よ  
る故よ文を詳あらず餘程長文の由よて主意を夷人打拂の  
事ありしと或人の話の儘よ記す

四月四日出板タイムス新聞紙よを公議所創立の盛事を稱  
揚し公議所法則を英文よ翻譯して出せり



英吉利の世子アルベルト諸國を周遊し不日日本に來著あるべし多分當四月下旬より著船あらんと云ふ

歐羅巴諸州多事靜謐よて各國共々専ら互市通商を盛よせん事を務む

西班牙國主無きよより葡萄牙の前王ヘルナンドを迎へて

國事を攝理せん事を乞ふ然るよヘルナンド王固く拒絶して其請を聽らざると云ふ

去月の末神奈川よて英公使パークス馬車よ乘りて遊行せしよ行逢ひたる兵隊の長パークスを引おろしたる由の風

聞ありて或る新聞紙よも其事を載せたり然れども引おろされたる者とパークスよと非ず同國のコンピルあるロベルトソン并よ同國船將某同車よて遊行せし時の事ありし由これよよりて右の船將大よ怒り公使パークスよ告げ政府へ掛合有之由

○ガヤト新聞抄譯外國人の書狀

新聞局主人公よ呈す 江戸よて ル氏

西曆四月八日即日本三月廿七日夜半認

急速よ報告仕し今夕外國人四人大醉よて日本の夜芝居へ参りし一人を李漏生人一人を英人一人を亞墨利加人一人



を葡萄牙人<sup>ポルトガル</sup>と中事<sup>ハル</sup>のハ ○按よヨセへ行き<sup>ハ</sup>あるべし  
 右四人の者共見物の日本人を悉く追拂ひ加之ピストール  
 廿發程打放し亂妨い<sup>ハ</sup>し由拙者召仕も少く怪我い<sup>ハ</sup>し  
 いし付直松ロベルトソン君を相尋い處あやよく横濱へ參  
 られい留守は有之裁判所へを中出置い<sup>ハ</sup>ども此段取あへ  
 ず書狀を以て中入い云々

○四月六日出板新聞紙ガセツトの譯

今朝多ルカンと名くる蒸氣船青森港より來着す依て左の  
 報告を得たり  
 官船ストリンウルクを恙無く彼港に在り

脱走方の船アヒーロトををげし<sup>ハ</sup>砲丸を受けたり若し陸  
 地へ寄る事能をずんば恐くも沈没に至らん其船内の兵卒  
 を多分官軍の有とあるべし

○同七日出板新聞紙の譯

去る三日蒸氣船オタゴ江戸より仙臺を指して出帆す此船  
 にも官軍五百人を乗せたり折節北風強くして海上頗る難  
 儀ありしが風浪を凌ぎ得て翌四日の第一時<sup>ハ</sup>仙臺港へ到  
 着せり航行の時間大凡三十一時即ち日本の十五時半あり  
 扱官軍を悉く上陸せしめ直松此方へ歸りしは此度を又南  
 風にて船の運用大に骨折れたり終り昨日第四時横濱に



歸著す仙臺を平穩の由

此船歸著の時をうき間違ひ出来たり東洋及太平洋商社の船いづも浦賀より内海へ乗込むや否や横濱碇泊同社の船に於て知らせの大砲一發を放ち且帆柱の先より小旗を揚げて高社は報知する事常例あり此日オタゴ船の入津せしを見誤りて商社の船と思ひ砲を放ちしに依て社中の商人皆集會せしに全く相違せしとぞ一笑して散去せり

中外新聞第九號

明治二年己巳四月十六日

東京出版

舊幕府にて雇ひし相成とる佛蘭西國陸軍教師の内一人願の適當分暇を遣す旨佛國政府より命令ありし由

右に陸軍教師の内ブル子といふ者去辰秋脱走軍船に乗込み北地へ往きし由ふれを多分同人の事あるべし

横濱新聞紙に箱館追討の事を評して曰く官軍の勝敗をストーションの存亡に關係す此船恙無きに於ても必勝を期すべしと



○薩藩山居書并に降人姓名書

薩藩監軍猪鹿倉源四郎よりの急報に依て同藩より差出し  
しるは届書左の如し

弊藩兵隊の内戊辰丸へ乗込の人数去月廿五日の戦争より船  
艦相損ト無摠二十五六人直松上陸同日舊南部領通行青森  
へ立越え途中よて脱賊百人許破艦より上陸仕はし出逢は  
し付追討いとし七十一人内異人一人降伏し付盛岡藩へ引  
渡し置は段急報相達しは間別紙名前書相添此段は届し上  
は以上

四月八日

- |       |        |
|-------|--------|
| 古川節藏  | 小笠原賢藏  |
| 西村直藏  | 大津亀之助  |
| 松村金七郎 | 辻 勇五郎  |
| 横田佐之助 | 吉田金次郎  |
| 加藤幸藏  | 脇屋直三郎  |
| 喜多川常藏 | 小村泉九郎  |
| 垣屋慎藏  | 長谷川勘次郎 |
| 伊藤東太郎 | 名村 一郎  |
| 谷池津及  | 井上改治   |
| 石井八弥  | 大久保藤十郎 |



新嶋与平次

四宮武三郎

渡边千之助

松井平助

関本滝次郎

野間勘助

平井鋼之助

原 録郎

伊藤兵助

牧野鱗之助

四宮鐘之助

岡本英弥

細川治左卫門

武 大之進

埴山大之進

太尾左金吾

廣島久吉

栖堀繁次郎

加藤長太郎

伊崎真太郎

井上源之丞

高橋金次郎

外水夫火焚二十七人

外国人 一人

○山布告書の寫

從來外國へ銅輸出の依政府入札の外をうとくは禁止の處  
今般他品同は五歩税よて輸出可致招は差許よ相成はよ付  
ても向後は國內商人共銅賣買の依勝手とるべき旨を  
何出は事

四月

○外国人横濱よて女子を打擲の一件



横濱本村近在の住氏清次郎同妻とら二人の訴よりて裁  
判所より吟味あり呼出されざる相手も外國人ゴードルダ  
イロンスミトデ子ヒー并ゴードルの小使日本人よりて幾  
といふ者等あり清次郎曰去三月廿八日夕七時頃私妹相州  
より参り居し者横濱市中を通行いよし處故も無く外國  
人より竹鞭を以て打擲いよされ疵を受けし清次郎妻とら  
曰私夫の妹歸りあまり遅く相成いよし付迎ひよ出い處疵を  
受けて歸り來りい途中より行逢ひ直松召連れ歸りしに  
其時を此ゴードルと中人を見掛けいのみよは座い但し妹  
の座いよ一人を色黒き男よりて黒き衣服今一人を赤き衣

服より赤き顔の男よは座い由ゴードル曰私も一向其故存  
知不しい但し右の人物をもよやダイロンよも無し哉と推  
察いよし依てダイロン其外へ尋有之處いつれも當日よ  
も其近邊を通行いよし事無之との答ふり小使い幾曰私  
去月廿七日用向有之本村へ参りい處途中より私を捉へ  
鞭より打擲付掛 者有之早速其場を逃れし右の者を此  
デ子ヒーと中人よは座い云々

右吟味の始末其後如何かりしや追日確報を得て譯出す  
べし

四月八日出板横濱新聞紙の抄譯



第九号  
今日ニウヨルクと號する船にて九鬼長門守相良遠江守及  
日本人四百人來著す

今年も唐國茶價頗る下直よて品も澤山有之由

唐國よて貴族の一人逕遊を思ひ自ささる者あり近日比京  
より魯西亞の都へ發足すべし

亞墨利亞の新報よ大統領グラント古巴島獨立の事を承知  
せし由を載せしり

又同國三月一日の信傳報告よモトリーセリンゼームス内  
のミニントルよ任しキルチスも魯西亞帝都在留公使ジャン  
ソンも奧地利國在留の公使よ任せし由

○兵庫新聞の抄譯

京都よて英國公使パークス參 朝の節途中よ於て狼籍者  
日逢ひし時其者直に召捕られ死刑よ處せられしより以來  
大日本よ來りて居住する外國の士民少く安堵を得たりし  
よ近頃も又屢外國人危難よ逢ふ事あり横濱よりの報告も  
あれとも彼地の新聞よ讓りて之を略し此頃當地よてあり  
し事を記す

三月廿八日の夜よ入て神戸の外國人居留地おひ玉つき遊  
をかす客館の戸を叩く者あり戸を開きて入るれも半死半  
生の体より先づ帽を脱し衣服をぬがせて見れも只今切ら



れさる瘧あり折節居合せたる英國醫師ジョンス早速瘧を改め療治し掛り且速し副コンシルエンスリーへ知らせたり  
コンシルも既に卧林に在りしが此報告を聞て駈け來り當人の申口を書留めたり

右も元來アイルランド出生にて英國の横濱警衛隊の士官を勤め其後大坂にて一諸侯の兵隊に操練を教授せしへん  
リ。フエーランといふ者ありフエーラン曰吾今日福原へ往きし歸路にて小使ひ吾が意し叶むぬ事有りて之を手にて打ちたり其時往來の者集りて何事ぞと言ひ合へり扱吾往來の人よ向て神戸居留地の路を問ひし一人の男路を

教へ且吾よ伴ひ來る事大九三四町あり其顔も痘痕ありて容貌賤く長崎の人々と見えたり吾も日本にて物を問ひしよ彼も英語にて答をおせりりくて此客館に來る路の曲り角よて別れんとせしりむむ歸り成ひやと相尋ねしよ彼も英語にてノーと答へたり扱四五歩も歩行たりと思ひしよ此の如く突られたり其時驚きて後方を見しよ人兩人舌とり然るよ鮮血吾々口中へ溢れ出るよ依りて始めて痕の深きを知り殆氣を取失ひしが辛うとて此處まで來りたり但し彼の手は武器を持さざりし松よ覺えたり云々  
シヤス其瘧を檢するよ右の肩の下に在りて長と二寸許巾



と備五四分おれども肺を傷りたりと見えて既に激衝を起  
し餘程大切の疵かり上著は附きたる切口を見るは全く日  
本の短刀にて突きたる者と見えたり此客館の主人ホウル  
と深く此怪我人を憐み丁寧な介抱をおす扱又傷は及びし  
本人を未だ行方を知らず

○  
四月十二日和泉橋醫學所にて人屍の解體あり解體は西洋  
醫師の立合ひ差圖せしことを此度を以て初めとすされし  
此術も今より益精密に至るべきあり

中外新聞第十號

明治二年己巳四月廿日

東京出版

郡縣議

中古 王綱紐を解きしより將門大權を專し一剝へ 王民  
を驅て奴隸とし或は已が親戚を封建する事漢土革命の天  
子已が親信を封して其位を維持長久とするが如し是れ固  
より有つ可らざるの職に居れどあり彼邦よても柳宗元蘇  
軾等猶之を非とす況や我 皇朝よ於てをや特は名分名義  
其當を得ざるのみならず今又其害一二を擧げて言はん凡



天下の人民文武の藝業を脩め或も才能仁徳を備へ事を天下に成すを以て尊とす然るも世官世禄の人安逸遊手所謂尸位素餐よして位不期驕禄不期後諸士微臣を視る事奴僕牛馬の如く指使目役以て常事とす或も草莽の士適才能仁徳ありて有為の才を抱くとも資格門閥は壓せられ其志を行ふ事を得ず是れ獨り其人の不幸非ず又天下の不幸あり將同く天性を具へ同く王民よして一生快鬱する事豈慨憤は堪べけんや然して世禄の勢重大ありと雖も削る可うらず薄少ありと雖も増すも地無し故も厚禄を食む者も益驕て時日を曠く微禄を受る者を衣食は奔走して才

能を磨く暇あらざ加之各藩軍役の兵賦を出すも譬へば一萬石十藩を十萬石一藩の兵賦を出す可きも當然の事これ共尚小藩と雖も其格式を具へて公私内外の入費ある故も兵賦の數も大藩同様に至り難し然らば萬石十藩を十萬石一藩の便あるも如うらず十萬石十藩を百萬石一藩の便あるも如うらず百萬石十藩を全國を混一郡縣とするの便あるも如うらず譬へば方一間の家十軒も人三十人を入るれども方十間の家一軒も六十人を入れ得るが如し是れ障壁區別なき故あり然れども天下の諸侯大夫士數百年來世官世禄は安著せしを一時は大變革し世禄を減せむ俄に活計は困むべ



一故に今郡縣封建の間を折中し専ら郡縣の意は原づき私  
地私民を除き盡く 王土王民は歸せしめ大に政教を敷り  
ぞ則ち億兆一致天下大に治るべし尤諸侯以下士籍は列す  
る者も夫と俸禄を與へ衣食の患無うらしめん然らずして  
變革の機會を失ひ富國強兵の良謀を誤らば遂に萬國と共  
に并立する事能をざるのみならず自然國力疲弊し人心衰  
弱して濟むんと欲して濟ひ難く之を鞭つとも進まざるに  
至らば臍を噬むとも復及ぶべけんや今般天下の諸侯版籍  
を奉還し與奪 天裁を仰ぐれしを實に報國盡忠の至誠よ  
り發出しよる事にて伏て願くを宜く速に時世適當公明盛

大の 聖斷あらん事を因て臣等も亦愚衷を左に獻す

一各州一府を置き其州の郡縣を管轄すべし

一州郡縣の廣狹を以て大中小の三等に分ち各其等級に従  
ひ官員を置く事差あるべし

一各州政府職制を今般諸藩上表の職制を折中して以て確  
定すべし

一京都其外に在る諸侯の邸を各州の邸とし其州より出府  
の人を悉く之に寓宿すべし因て公用人を廢し更し知邸  
事判邸事を置き内外の事務を掌らしむ可し  
一親王公卿并諸侯を四等に分ち親王を皇族とし公卿諸侯



を混淆して上中下大夫と一又朝臣陪臣を混淆して三等  
に分ち上中下士とすべし

一親王より諸侯に至るまでを其等級に従ひ俸祿を定め廩  
米を以て下し賜ひ其以下朝臣陪臣に至ると一家の口を  
計り夫々米錢を與へん而して官職に就き職俸を受る時  
を自己の口米を返上すべし

一親王公卿諸侯朝臣を輦下は居住せしむべし

一徴士雇士の號を農工商より登用の節のみ稱すべし

一親王以下從僕雇入の節は何某附と稱すべし

右の條件を固より 公等の蘊蓄する所と雖も臣等忘

身憂國の誠は勝へず區々の肝膽を吐露し奉る伏て冀  
くは 公其狂愚を恕して擇採し玉をば幸甚誠恐誠惶

頓首謹言

昌平學校寄宿生

己巳四月

五島 松尾龍藏彝憲

薩州 島津帶刀久馨

知學事山内公 閣下

判學事秋月公 閣下

○英漢新聞紙の譯原本ロンドン刊行三百十一號

佛蘭西帝父子今年第八月コルシカ島に旅行の催あり是  
を初代ナポレオン誕生の年より第百年にあたるが故に其



日又祭祀を行ひ大盛宴を設けんが爲かりとぞ

案一初代ナポレオン帝を明和六年即ち西曆一千七百六十九年第八月十五日コルシカ島に生る

佛帝去る二月の初流行の熱病を煩をれしが程なく平愈せり

以大利を國內穩ちらず政府を廢して合衆政治とあさんと  
の目論見をあす者ありて其黨漸く蔓延を

有名の豪傑ガリバルデを此節老病危篤あり

亞墨利加のキバ島一揆起りて西班牙より置きこる戎兵と  
戦ふ合衆國より蒸氣船五艘を出して一揆方を助く

去年一ケ年間英國の歳入金高七千二百八十五萬五千ポウ  
ンドあり同年諸拂高凡そ六千八百廿二萬三千ポウンドを  
引けど四百六十三萬二千ポウンドの餘金あり右の外去  
年アビシニー國戦争の入用大凡九百萬ポウンド印度地方  
の諸雜費六百八十三萬ポウンドあり是等を皆濟すれむ一  
千萬ポウンド餘の不足ありと云ふ ○一ポウンドを凡四辨八分

北日耳曼戦争後平穩無事あるより李漏生王を専ら國民  
を勧めて物産を盛よし交易を手廣とする松の世話をあす  
李漏生國を北緯四十九度以北の地よして氣候頗る寒く  
して蠶を養ふに適せず然れども櫛櫛の類叢生し且烏鴉



の少き國かれむ所謂山まゆを養ふは最適當なるべしと  
同國公使館に在留するケンパルマン氏の嘯あり

○兵庫新聞の譯 第九號の續き

此地よては外國人相議して會社を結ひ商賣を盛んにせん  
事を謀る其爲は既に數度の集會あり

居留地は小き肆こせを開き休息所又ハ煮賣屋酒屋などを始め  
とき由よて願人多く有りしが五代才助君曰左松の店を多  
く立さするを所のよぎをひと戒るよりも却て亂妨喧嘩の  
種とある方多うるべしと依て未だ許容せられず

居留地の南よあとりて園庭の跡ある地面よハ酒などを賣

る小店澤山ありて多く支那人の遊憩する處あり此頃一人  
の客いりよも見苦き衣裳を着しとれとも刀を立派よて甚  
長きを横よへ此店よ入來り酒肴を喫し何故うを知らず門  
を出るよ臨て其刀を引抜きさり居合せさる者共立よりて  
彼是あしらふと雖も其猛威よ恐れて如何ともする事能を  
ず其間よ番兵一人來りて之を召捕り連れ往きさり是を市  
中よて忌よ刀を抜きさるを咎めてあり其本人を浪人ある  
由

金札の相場一時大よ高下あり其下落の甚しき時を札百八  
十五兩よて正金百兩よあさりしが一兩日以來漸く相場上



り札百五十兩を以て正金百兩に換ふるに至る  
英斤八斤二分五厘の金巾代二兩二分二朱より二兩二分三  
朱、紅金巾日本斤よて二斤半の品代二兩一分二朱

掌中萬國一覽

小本一冊

出來

西洋時計便覽

折本一帖

出來

朋百氏藥論

司馬陵海譯初映二冊出來

明治二年  
官許刊行

柳河氏藏板

發兌

東京本町四丁目

上州屋惣七



